

生活困窮者

生活保護  
申請段階

生活保護受給中

## 生活保護受給者等就労自立促進事業

- 形態：「大阪市と大阪労働局が就労支援を一体的に実施するための協定書」に基づく協働事業
- 対象者：生活保護受給者等、児童扶養手当受給者、自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者を対象
- 概要：就労自立の促進に向けた支援
- ハローワーク常設窓口設置：11区
  - 巡回相談実施区：12区

## 総合就職サポート事業（被保護者就労支援事業）

- 形態：ハローワーク管轄地域を基本に市内24区を7つの支援地域に分割して事業を民間委託
- 対象者：生活保護受給者等及び自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者を対象
- 概要：事業者が有する専門性・ノウハウを活用した総合的な就労支援を実施
- 保健福祉センターにおける面談支援（履歴書の書き方・面接の受け方支援、求人情報提供）
  - 精神保健福祉士または臨床心理士による個別カウンセリング
  - ハローワーク等における求職活動同行支援
  - 独自求人案件の開拓
  - ビジネススキルやコミュニケーション能力向上の為の支援（グループワーク、セミナー等）
  - 就労後の職場定着支援